

## 神戸市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

---

### 1. 改正の概要

同一壁面における同一の表示内容の取扱いについて、神戸市屋外広告物条例施行規則（平成 12 年 3 月規則第 144 号）（以下「規則」という。）を次のように改正することで変更することを検討しています。

つきましては、規則改正に伴う意見公募手続を行います。

#### 【改正前】

別表第 1（第 7 条関係）

#### 5 壁面広告物

(2) 同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、それぞれの広告物の間の距離が 30 メートル以上ある場合には、この限りでない。

#### 【改正案】

別表第 1（第 7 条関係）

#### 5 壁面広告物

(2) 同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア それぞれの広告物の間の距離が 30 メートル以上ある場合。

イ 周囲の景観や建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物及び建築物内の施設への歩行者の円滑な誘導のために設置されるものである場合。

### 2. 改正の趣旨

現状、歩行者の誘導のための広告物についても規制している状況であり、過度の規制とならないよう、緩和を図ります。

なお、許可できる広告物の具体例等については、「屋外広告物条例のしおり」のなかで記載する予定です。

### 3. 施行予定

令和 7 年 4 月